



このパンフレットは「南房総の自然を大切にしたい」と願う、多くの方々のご協力により作成されました。これに関わる費用は、フリーマーケットの売り上げと募金で賄っています。皆様のご協力ありがとうございました。

残土から地域を考える会

お問い合わせ先／〒299-2858 千葉県鴨川市上 665-1 TEL:080-2333-1804 (担当:今西)

発行日／平成 25 年 6 月 発行責任者：残土から地域を考える会 | 表紙写真／房大山(ほうのおおやま)から大島を望む



ふるさとの海と山を 子どもたちに

私たちは残土条例の 独自制定を求めます

残土から地域を考える会



はじめに

南房総地域は、三方を海に囲まれた温暖な地域です。
そこには、満天の星空を見ることが出来る澄んだ空気があり、
たくさんの生物達が生息している豊かな生態系を育む
海や山の自然があり、地域を物語る様々な歴史・文化があります。
これらは、この地域の貴重な財産です。
今後も後世に伝えられるように守らなければなりません。

一方、この地域では、経済社会の負の影響を
受けてきたことも現実です。それは、高度経済成長の時代から、
現在まで、首都圏などで行われた公共工事を含む
建設事業から発生した残土の受け入れによる多くの
「埋め立て」が現在も行なわれていることです。

そして千葉県全体では残土による「埋め立て」が、
過去に自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす
数多くの問題を起こしてきたことも事実です。
昨今、環境を重視した「持続可能な社会づくり」が求められる中で、
残土が発生してしまう私たち生活自体にも
多くの問題があることを自ら認識することも必要です。

多くの皆様にこの問題を知っていただき、
南房総地域の未来について考えていただく「きっかけ」として
このパンフレットを作成しました。



残土ってなあに？



道路、トンネル、ビル建設などの工事現場において、事業地内で再利用のできないものが、「残土」として排出されています。埋め立てなどにも使われず、行き場のないものが山間地の谷間などに運ばれ、処分されています。



建築副産物

建設廃棄物(産業廃棄物)

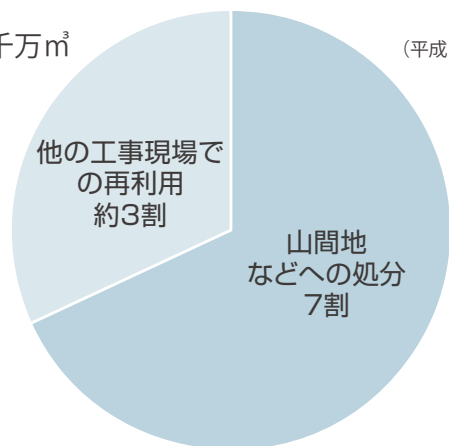
アスファルト、コンクリート、汚泥、木材、その他(金属、プラスチック)

残土(建設発生土)

【建設発生土の場外搬出量】

約 2 億 8 千万 m³
(平成 12 年度)

(平成 15 年 国交省のデータ)

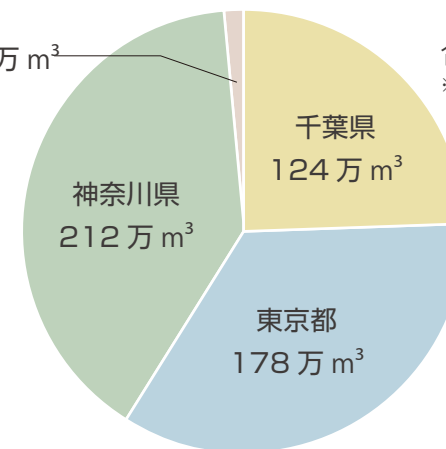


道路工事、トンネルなどの地下掘削、ビル・マンション建設などがおもな排出源です。

【千葉県内残土埋め立ての搬入元】

埼玉県 5 万 m³

合計 519 万 m³
※平成 18 年度
千葉県による集計結果



国交省は地域内での有効利用を推進していますが、千葉県には処分目的の残土が神奈川県や東京都から運ばれてきます。



残土埋め立ての問題点

1、産業汚染物質混入の恐れ

「残土」という名目で産廃、瓦礫、汚染物質などの混入が行われている実例があります。また、3.11以降、放射能汚染された土が持ち込まれる懸念もあります。（たとえ基準値以下の放射性物質としても、大量に持ち込まれることにより、汚染は深刻なものになることが予想されます。）

[例] 平成18年 木更津市矢那 産廃混入により事業主社長逮捕



ガレキ、プラスチック、鉄くず、木くずなど



2、災害の恐れ

埋め立て事業における大量森林伐採や地下水汚染、海洋汚染などの環境への影響、崩落や土砂流失などによる災害の恐れがあり、それに加え近年においては、気候変動によるゲリラ豪雨や長雨、多雨などによる崩落、流失、また地震による液状化などさまざまな災害の懸念も拡大しています。

[崩落事例] 平成15年 市原市栢橋 平成20年 市原市西国吉

3、生活環境悪化の恐れ

大規模埋め立てにおいては一日あたり実に100台以上のダンプの通行があり排気ガス、粉塵、騒音、振動、交通事故などにより住民の健康な生活、通学路の安全などが脅かされます。

館山市坂田の残土埋め立て量は104万 m^3
(およそ東京ドーム1杯分
≒10t ダンプ16万台分)





4、処分目的の残土埋め立て？

残土埋め立ての事業が終了しても、崩落事故、環境汚染の恐れや影響は半永久的に残りますが事業者はその後の責任はもちません。また途中で事業を投げ出し、倒産を繰り返し、別会社にするによって、責任を回避するような事業者が県内においても事例があります。

また、埋め立て跡地に植林した樹木が根付かず、枯れて放置され無残な姿をさらしていることも数多く見ることができます。



木が育たなくなった埋め立て跡地

5、カモフラージュ？

近年、「サッカー場」や「農園」の建設をするとカモフラージュされ、名目を変えた形で大量の残土が埋め立てられようとしています。埋め立てされた土の上で子どもたちを遊ばせたり、農作物を生産するのがよいことでしょうか？

6、わたしたちの水は守られる？

埋め立てられる残土の大半は県外からのものです。

処分目的の埋め立ては地域の経済や産業を発展させるものではありません。他の地域から大量に持ち込まれる残土が、山や海の生態系や環境へもたらす影響を見過ごすわけにはいきません。

また、現在使われていない沢や河川、地下水などは巨大地震などの災害時の緊急の水源として、私たちの命を守るものであり、水質の保全是今後の重要な課題になってきています。



港での残土積みおろし作業

なぜ残土条例が必要か



①法規制がない

工場などの生産過程から排出される「産業廃棄物」に関しては「産業廃棄物処理法」により法律の規制がかけられていますが、「残土」には法律による規制がありません。

②現行県条例の問題点

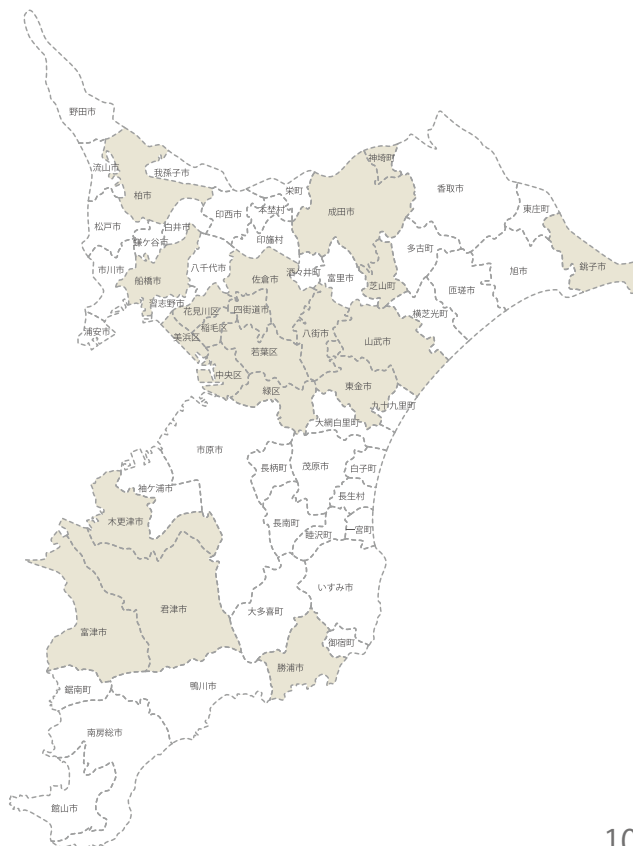
- 隣地地権者の同意や、地域住民の承諾の義務也没有ありません。
- 大規模埋め立てによる地下水や生物など環境への影響が懸念されますが、環境アセスなどの義務也没有ありません。
- 汚染物質、産業廃棄物などの混入の事例が過去において認められますが、これらのチェックや検査がとても甘いものになっています。また、発生元の事業者には責任を求めています。
- 業者提出の書類に不備があったとしても、業務の中止、停止をすることができません。
- 崩落や汚染など、埋め立て事業終了後の責任の所在があいまいです。

③独自条例

千葉県は「残土条例」に基づいて、埋め立て事業が行われていますが、県条例は(②)に示したとおり問題点も多く、独自の条例を作り規制をしている自治体も増えてきています。君津市では県外残土の持込を禁止したり、木更津市では事業計画地から半径2キロの住民の8割に同意を求めるなど、特徴を持った条例が制定されています。

■ 残土条例適応除外市町村

- | | |
|-----|------|
| 千葉市 | 東金市 |
| 船橋市 | 山武市 |
| 芝山町 | 柏市 |
| 佐倉市 | 四街道市 |
| 成田市 | 木更津市 |
| 神崎町 | 勝浦市 |
| 八街市 | 富津市 |
| 銚子市 | 君津市 |



私たちは提案します

南房総の自然環境は
子孫に伝えるべき財産であり、
資源です。

私たちは安房地域での
自治体独自の条例制定を求め、
右記の内容を盛り込むよう、
提案、提言します。

①住民同意の義務付け

- ◎森林法（千葉県地域森林計画）に基づき、生活や環境の影響を受ける地域住民の範囲を広く設定すること。
- ◎周辺住民、隣地地権者、農業および漁業などの水利権者、ダンプの通行により影響を受ける学校の PTA などの同意承諾を義務付けること。

②安心・安全を守るための検査体制の拡充

- ◎検査においては自治体担当者に加え、住民の立会いを認めること。
- ◎検査業者を2つ以上にするなどのダブルチェックとし、検査結果は処分場事業者でなく、自治体へ直接報告すること。
- ◎ダイオキシン、放射性物質（空間線量でなく、土に含まれる放射性物質の量を測定）など検査項目を拡充する。

③罰則規定の厳格化と保証金制度の導入

- ◎条例違反があった場合、罰則の適応を含め、事業の停止・中止を厳格に行うこと。
- ◎残土発生元業者に対する、市の立ち入り調査をできるようにすること。
- ◎残土持ち込み量にあわせ、万が一の事故や倒産などに対処できるよう、事前に保証金を預かる保証金制度を導入すること。

④県外残土の持込を禁止

- ◎港など複数の積み替え場所を経由することにより、異物混入の可能性が高まります。残土発生元が遠いと、現地調査などが困難になるため、残土の持ち込みは、県内に限ること。

「もっと詳しく知りたい人のために」Q & A

【Q】残土はなにが悪いの？

A 残土埋め立て場は、産廃や汚染土壌を混入させて、各地で水質汚染をひきおこしている事例もあります。廃棄物の焼却灰はダイオキシンなどの有害物質が高濃度で含まれていますが、土と混ぜても判別しにくいことから、悪質な業者は、高額で処分を受け入れ、社会問題にもなっています。

崩落事故、水質汚染、騒音、地盤の沈下などなど、住民の健康や生活環境に大きな被害をもたらす恐れがあります。

また、たとえ汚染されていない、きれいな土だとしても、他の地域のからの大量搬入が与える生態系への影響は、計り知れないものではないでしょうか。

【Q】残土も産業では？

A 大量埋め立てによる水質の悪化や頻繁なダンプの通行などは、漁業、農業や観光業への損害をもたらす恐れもあります。

それらのデメリットと、残土受け入れによる収益を、地域として比較する必要があります。

【Q】誰かが受け入れなくてはならないのでは？

A そもそも残土の置き場がないような開発事業は抑制しなければなりません。事業から発生する残土処分をその開発事業地の中で完結できず、他の地域にゆだねる、という行為は、自分の地域のためには、他の地域が犠牲となる「環境侵略」です。

建設発生土（残土）を減らすことは、環境負荷を低減し、生物多様性の観点からも必要なことであり、将来的には、残土処分そのものをなくすべきではないでしょうか。

【Q】検査をしているから安全なのは？

A 「定期的に検査をしている」とはいえ、第三者の立ち会いもなく、業者任せの検査では心配です。

実際に千葉県内の残土埋め立て場で、「六価クロムやヒ素が検出」「産廃が混入されてもわからない」「千葉県外の残土は発生から処分までを把握できない」等々、危険性が指摘され、かつ十分な対応が出来ていない現実があります。

【Q】上流を埋め立てたら、下流はどうなるの？

A 飲料水を含む生活用水を地下水や山のわき水に依存することが多く、周辺では農作物の耕作が行われたり、漁業が行われています。

このため、一旦、汚染水が流出すれば、多数の住民の健康被害が発生する可能性があり、また甚大な環境破壊が生じることになります。

【Q】いまどき、山や森は何の役にもたっていないでしょう？

A 森林は、水源涵養、気温調節、大気の浄化、洪水などの自然災害の防止、そして人々への癒し効果など、大きな役割を負っています。

